

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（高圧ガス運送装置）

第116条 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置の強度、取付方法に関し、保安基準第28条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 ガス運送容器については、第98条第1項第1号及び第5号の基準を準用する。
- 二 ガス運送装置の配管については、第98条第1項第5号から第7号まで及び第9号の基準を準用する。
- 三 ガス運送装置のガスと接触する部分については、第98条第1項第8号の基準を準用する。
- 四 ガス運送容器及び配管の取付については、第98条第1項第4号の基準を準用する。
- 五 ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。
- 六 一般高圧ガス保安規則第2条第2号の毒性ガス（液化ガスを除く。）に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス止弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。
- 七 前号の圧力計は零からガス充填圧力の1.5倍以上2倍以下までの目盛をしたものであること。
- 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。